

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県身体障害者福祉法施行細則

の一部を改正する規則

訓 令

○福島県企業職員の格付に関する規程の一部を改正する規程

○福島県企業局

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

○福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十三号

福島県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県身体障害者福祉法施行細則(平成四年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

第八条の見出しを「(不該当決定通知書)」に改め、同条中「却下決定通知書」を「不該当認定通知書」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。

第十条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二から第十条の五までを削る。

第十一条の見出しを「(身体障害者生活訓練等事業等開始届等)」に改め、同条第一項中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に改め、同条第二項中「身体障害者相談支援事業等変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

3 法第二十六条第三項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止届(様式第十二号))によるものとする。
第十二条及び第十三条を削る。

様式第一号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

様式第二号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第三号中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

様式第四号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第五号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

「(県障害者総合福祉センター交付)」を「(県障害者総合福祉センター交付)」に改める。

第六号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

「不該当認定通知書」及び「下記の理由により却下することに決定しましたので」を「審査の結果、下記の理由により、身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認定しましたので、同法第15条第5項の規定により」に改める。

様式第七号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

様式第九号の二から様式第九号の四までを削る。

様式第十号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に改め、「身体障害者相談支援事業、」を削り、「の」とおり身体障害者相談支援事業、」を「の」とおり身体障害者生活訓練等事業」に改める。

様式第十一号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

「身体障害者相談支援事業等変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届」に改める。

様式第十二号中「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に改め、「身体障害者相談支援事業、」を削り、「(第12条関係)」を「(第10条関係)」に改め、「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改め、「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

「(第2条関係)」を「(第1条関係)」に改める。

「(第1条関係)」を「(第0条関係)」に改める。

「(第0条関係)」を「(第-1条関係)」に改める。

「(第-1条関係)」を「(第-2条関係)」に改める。

「(第-2条関係)」を「(第-3条関係)」に改める。

「(第-3条関係)」を「(第-4条関係)」に改める。

「(第-4条関係)」を「(第-5条関係)」に改める。

「(第-5条関係)」を「(第-6条関係)」に改める。

「(第-6条関係)」を「(第-7条関係)」に改める。

「(第-7条関係)」を「(第-8条関係)」に改める。

「(第-8条関係)」を「(第-9条関係)」に改める。

「(第-9条関係)」を「(第-10条関係)」に改める。

「(第-10条関係)」を「(第-11条関係)」に改める。

「(第-11条関係)」を「(第-12条関係)」に改める。

「(第-12条関係)」を「(第-13条関係)」に改める。

「(第-13条関係)」を「(第-14条関係)」に改める。

「(第-14条関係)」を「(第-15条関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県身体障害者福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)様式第四号による身体障害者診断書・意見書及び旧規則様式第五号による身体障害者手帳交付等申請(届)書は、それぞれ改正後の福島県身体障害者福祉法施行細則(以下「新規則」という。)様式第四号による身体障害者診断書・意見書及び新規則様式第五号による身体障害者手帳交付等申請(届)書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(自立支援領域障がい者支援グループ)

訓 令

福島県訓令第7号

本庁 機関
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表農業の改良普及に関する業務に従事する職員の項下欄第四号中「農林漁村」を「農山漁村」に改め、同欄第五号中「農村青少年」を「農業青年」に改め、同欄第八号を削り、同表に次のように加える。

桜川広域基幹河川改修に関する業務に従事する職員	田村郡三春町大字熊耳字下荒井一七六番地の五	桜川広域基幹河川改修事業に関すること。
-------------------------	-----------------------	---------------------

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域行政経営グループ）

福島県訓令第8号

本庁 機関
出先 機関

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。
第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 部次長 行政組織規則第二十二條の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までに掲げる職をいう。

第五条中「直轄理事」の下に「、総合安全管理担当理事」を加え、「以下」を「第八条第二項及び第十条第二項において」に改める。

第八条第二項中「領域及び出納局の総括参事（知事公室長を含む。以下同じ。）」を「文化スポーツ局及び観光交流局の局長、政策監、知事公室長、総合安全管理室長及び部次長」に改める。

第十六条第一項第二号及び第三号を次のように改める。
二 副委員長 部次長（人事担当）

三 委員 知事公室広報課長、財務総室総務課長、人事総室職員研修課長、企画調整総室企画調整課長、生活環境総室生活環境総務課長、保健福祉総室保健福祉総務課長、商工労働総室商工総務課長、農林水産総室農林総務課長、土木総室土木総務課長及び出納局出納総務課長

別表中

知 事		理 事
部の部長		
行政組織規則第二十二條の表に規定する技監及び政策監	行政組織規則第二十二條の表に規定する領域及び出納局の総括参事	第三欄の領域及び出納局に所属するその他の職員
行政組織規則第二十二條の表に規定する部主幹、企画主幹及び局主幹		

を

直轄理事	知事公室長	行政組織規則第七條第一項の表に規定する知事公室に所属するその他の職員
総合安全管理担当理事	総合安全管理室長	行政組織規則第八條第一項に規定する総合安全管理室に所属するその他の職員
理事		行政組織規則第七條第

知事		文化スポーツ局長		二項に規定する文化スポーツ局に所属するその他の職員
部の部長		観光交流局長	行政組織規則第七条第二項に規定する観光交流局に所属するその他の職員	
政策監		技監	行政組織規則第七条第一項の表の中欄に掲げる財務総室、企画調整総室、生活環境総室、保健福祉総室、商工労働総室、農林水産総室又は土木総室（以下この表において「財務総室等」という。）に所属するその他の職員	
部次長	部主幹、企画主幹	出納局長	行政組織規則第七条第一項の表の中欄に掲げる総室（財務総室等を除く。）に所属するその他の職員	
他の職員	出納局に所属するその他の職員			

附 則
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域職員研修グループ）

に改める。

福島県企業局

福島県企業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年 3月28日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第9号

福島県企業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の職の格付に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	知事部局の総括参事相当職	知事部局の参事相当職	知事部局の副主
	総括参事	参事	副主幹

幹相当職	知事部局の部次長相当職	知事部局の課長相当職	知事部局の副
	局長	本局の課の課長	副課長

課長相当職
に改める。

附 則
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

（経営管理グループ）